

## 魚津市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、魚津市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 魚津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くときは、協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）にその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、学校に協議会を設置するときは、当該学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、当該学校の通学区域内の住民等の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校運営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他学校運営に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関し、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他任用に関する事項（特定の個人に関することを除く。）について、教育委員会を経由し、富山県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、校長を通じて行うものとし、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(運営に関する評価)

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

(住民参画の促進)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、保護者、地域住民等に対し、その活動状況を積極的に公開する等、情報提供に努めるものとする。

(組織)

第8条 協議会は、15名以内の委員で組織する。

(委員)

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の通学区域内の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する公務員をいう。）とする。

(委員の服務原則)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくないと認められる行為をすること。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るための研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 第10条の規定に違反した場合

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示すものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。